

奨励賞受賞者選定規程

制定 昭和45. 5. 27

改正 平成 1. 5. 24

平成 9. 5. 22

平成10. 5. 28

平成25. 4. 10

- 1 奨励賞受賞者を選定するため、奨励賞受賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているもの等、原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 奨励賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会においてこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年（2013年）4月10日から施行する。



奨励賞

大きさ：直径80mm, 材質：銅
(銀いぶし, 賞・稲妻：金, 雪：銀)

裏：奨励賞

贈 氏名 君